

ぐんま木の建物っていいね推進事業 業務フローについて

① 交付申請

要綱 (※) 第4条関係

受付期間：4月1日～事業年度の12月末

交付決定

<p>【提出書類】 県へ</p> <p>1 条件確認 補助対象事業者、補助対象物件、補助要件、補助率等 (要綱第3条、別表1, 2, 3)</p> <p>2 交付申請書 (様式第1号) &lt;添付資料&gt;</p> <p>① 事業計画書 (様式第1号付1又は2)</p> <p>② 事業費積算及び内訳を証する資料 (見積書・契約書等)</p> <p>③ 工程表 (様式第1号付3)</p> <p>④ 暴力団排除に関する誓約書 (様式第1号付4)</p> <p>⑤ 不法就労に関する誓約書 (様式第1号付5)</p> <p>⑥ 木拾い表 (様式第1号付6またはこの様式に類するもの)</p> <p>⑦ 木造化：設計図 (配置図・平面図・断面詳細図 (縦割り)・立面図) (A3板) 木質化：設計図 (木質化を図る部分を図示した平面図等)</p> <p>⑧ 建築確認申請書の記載面全て及び確認済証の写し ※申請が必要な場合のみ</p> <p>⑨ ZEBの区分が明記されたBELS評価書 ※該当する場合のみ</p> <p>⑩ 通帳のコピー</p>	<p>【提出後】 県から交付決定通知 (様式第2号) が届き次第事業実施</p>
--	--

② 事業実施

交付決定日以降の実施

<p>1 工事実施</p> <p>2 県産木材普及の取り組み ・見学会・研修会の実施 ・表示板等の設置 ・SNS等でのPR</p> <p>3 その他、知事の求めに応じた対応</p>	<p>必要に応じて、見学会・研修会の要請</p>
--	--------------------------

③ 執行状況報告

要綱 第8条関係

事業完了まで毎月末提出する

<p>【提出書類】 県へ</p> <p>○ 執行状況報告書 (様式第7号) &lt;添付資料&gt;</p> <p>① 進捗状況を確認できる写真</p>	<p>必要に応じ、県からヒアリング、現場確認等を実施</p>
--	--------------------------------

A 変更

要綱 第7条関係

変更決定等

<p>【提出書類】 県へ</p> <p>○ 変更承認申請書 (様式第3号) &lt;添付資料&gt;</p> <p>① 事業変更計画書 (様式第1号付1)</p> <p>② 変更工程表 (様式第1号付3)</p> <p>③ 設計図 (変更のあったもの)</p> <p>④ その他変更の内容を示すのに必要な書類</p>	<p>【提出後】 県から交付決定通知 (様式第5号) の受領後、指示に従い事業実施</p>
--	---

**B 事業中止（廃止）**

要綱 第7条関係

【提出書類】 県へ ○ 事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号） <添付資料> ① 中止（廃止）理由を示すのに必要な書類等	【提出後】 ・県からの確認事項に対応 ・中止（廃止）承認書（様式第6号）の受領後、⑤実績報告へ
--	---

**C 概算払い等**

要綱 第9条関係

【提出書類】 県へ ○ 概算払請求書（様式第8号） <添付資料> ① 申請時点の進捗状況を記載した工程表（様式第1号付3） ② 進捗状況を記載した図面 ③ 進捗状況を確認できる写真	【提出後】 ・県からの確認事項に対応 ・概算払い通知書（様式第9号）の受領、振込の確認
---	---

**D 繰越等**

要綱 第11条関係 ※繰越が必要な場合は事業年度の1月末までに提出

【提出書類】 県へ ○ 繰越承認申請書（様式第12号） <添付資料> ① 繰越額計算表（様式第12号付） ② 変更工程表（様式第1号付3）	【提出後】 ・繰越額が確定した場合、直ちに「繰越額確定計算書（様式第13号）」の提出 ・県から繰越承認書（様式第14号）の受領。 ・承認された予定日までに事業を完了し、実績報告
---	---

**④事業完了**

事業年度の3月15日まで

- ・工事完了
- ・県産木材普及の取り組み（見学会等）完了
- ・支払い完了

**⑤実績報告**

要綱 第10条関係

事業完了（中止若しくは廃止の承認を受けたときを含む）から30日後、又は事業年度の3月31日のいずれか早い日

## 額の確定

【提出書類】 県へ ○ 実績報告書（様式第10号） <添付資料> ① 工事及び県産木材普及の実施状況写真、完成写真及び成果品並びに資料等 ② 使用木材の情報がわかる証明書、出荷伝票、納品書等 ③ 契約書の写し及びこれに類するもの並びに出来高設計書等 ④ その他事業の成果を証するもの	【提出後】 県から額の確定通知（様式第11号）及び振込の確認
---	-----------------------------------

**⑥運用実績報告**

要綱 第12条関係

事業完了翌々年度の4月末まで

【提出書類】 県へ ○ 運用実績報告書（様式第15号）  ※交付決定した計画の内容のうち、年間の利用者計画から3割を超える減がある場合、様式第15号付の理由書を提出	【提出後】 必要に応じて、PR写真等の要請
---	--------------------------

※ここでいう「要綱」とは、ぐんま木の建物っていいね推進事業補助金交付要綱のことを指す